

# 高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.944(52-21)  
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33  
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126  
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp  
ホームページ http://kousyouren.jp/  
このニュースはホームページでもご覧になれます

## コロナ相談、確定申告・・・民商出番のとき

■2021年 春の拡大運動 (1/1~1/31現在)

	拡大			大		成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	3	1	2	0	0	2
香美郡	7	3	1	0	0	7
南国	4	0	1	0	0	3
高知	4	3	1	2	0	2
仁淀川	0	1	1	0	0	1
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	1	1	0	0	0	1
計	19	9	6	2	0	16

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■昨年3月末と今年1月31日との差

	読者	会員	共済			婦人	青年
			総加入者	民商 会員	配偶者		
安芸	+10	-1	+3	+3	-1	-1	0
香美郡	+2	+5	-3	+5	+6	+1	-2
南国	+1	-3	-7	-2	-1	-1	0
高知	+26	+20	-34	-18	-11	-8	-2
仁淀川	+1	+4	+4	+2	+1	+4	0
須崎	+11	-2	-3	-1	-1	0	0
中村	+9	0	-5	-2	-3	+1	0
計	+60	+23	-45	-13	-10	-4	-4

【安芸】大坪理事、会員拡大  
昨年12月に大坪理事が持  
続化給付金の申請をすすめ、  
給付が実現した農業者を川  
島会長と訪問し入会を呼び  
かけました。共済も同時加入  
していただきました。大坪理  
事は昨秋以降、4人の会員を  
拡大しています。

【中村】コロナ申請で入会  
谷田副会長(四万十市議)  
の知人の喫茶店の方が、持続

化給付金と家賃支援給付金  
の相談で来局。谷田副会長と  
事務局が一緒になってサポ  
ート。現在手続き中です。  
昨年を上回る拡大  
県下の拡大状況は、読者  
(昨年15人)、会員(8人)と  
も昨年同時期と比べ上回っ  
ています。\*上の表参照。  
全国的にも、読者、会員と  
も昨年を上回る拡大で、会  
員は1.7倍の到達です。兵  
庫県の会員拡大は昨年の76  
人から244人へ3倍超、  
大阪府は134人から29  
3人に2倍超、埼玉県は34  
人から107人へ3倍超な  
ど、会員からの声かけの広  
がりや役員、事務局員のコ  
ロナ相談への親身な対応が  
拡大に結び付いています。  
会員のみなさん、「困った  
ときに力になる民商」の一  
声を広めましょう。

### 新たな制度も活用し、営業を続けよう

**県の政策**  
2月下旬以降  
支給開始  
『営業時間短縮要請  
対応臨時給付金』  
国の一時金よりも要件が緩和され、幅広い業種を対象に支援

<b>法人</b> 売上減少額以内で 支給額 <b>上限40万</b>	<b>個人事業者</b> 売上減少額以内で 支給額 <b>上限20万</b>
---	--

《対象》昨年12月の売上が前年比▲30%以上減少し、①時短要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある事業者 ②時短要請や12/9からのステージ特別警戒に伴う外出・移動の自粛により、直接・間接的な影響を受けた事業者(ほとんどの業種が対象) ※ただし、時短要請対象事業者は除外

《相談窓口》 TEL 088-823-9875  
《申請受付》 2月中旬~4月中旬(予定)

### 相談は気軽に、早めにお近くの民商へ

■県連が運用、制度改善を求め要望書提出  
2月1日に、今回の臨時給付金について、以下の要望書を濱田省司知事に提出しました。

- <要望書>  
今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。  
今回の臨時給付金を歓迎します。運用、制度改善について、以下要望いたします。
- 1、売上減少幅を「20%以上減少」に拡大してください。  
\*昨年、各市町村が実施した支援給付金等  
は多くのところが「20%以上減少」を  
対象としました。
  - 2、給付金額を引き上げて下さい。
  - 3、令和2年12月以降に事業承継した事業者も  
対象にしてください。  
個人の場合、税務申告の関係で1月に事業  
承継する場合があります。
  - 4、売上減少等の証明申請書について、「認定支援  
機関」の証明は不要とし、提出する売上帳等で  
審査・判断してください。
  - 5、国に対して、持続化給付金の再度の支給を求  
めてください。



**県下の民商では**  
各種申請をサポートしています!  
民商は、事業主にいち早く情報を伝え、インター  
ネット申請などの各種申請をサポートしてきました。  
支援制度が公表された2020年5月~20  
21年1月の間に、県内の民商では1562件、  
14億7339万円の給付金等獲得のお手伝い  
をしました。

『給付金は非課税に!』  
国の「持続化給付金」や地方自治体の「給付金・  
支援金」等に、課税しないよう求める取り組みを  
しています。  
2021年1月までに、2400人分の署名を国  
へ提出しました。

税金の支払いに困っている...  
納税猶予の申請をしたい...  
ひとりで悩まず民商に相談を!

県の政策  
2月下旬以降  
支給開始  
『営業時間短縮要請  
対応臨時給付金』  
国の一時金よりも要件が緩和され、幅広い業種を対象に支援

<b>法人</b> 売上減少額以内で 支給額 <b>上限40万</b>	<b>個人事業者</b> 売上減少額以内で 支給額 <b>上限20万</b>
---	--

《対象》昨年12月の売上が前年比▲30%以上減少し、①時短要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある事業者 ②時短要請や12/9からのステージ特別警戒に伴う外出・移動の自粛により、直接・間接的な影響を受けた事業者(ほとんどの業種が対象) ※ただし、時短要請対象事業者は除外

《相談窓口》 TEL 088-823-9875  
《申請受付》 2月中旬~4月中旬(予定)

**税務署に行く前に**  
確定申告は自分で出来る!  
民商は、申告の『わからない』を手助け!  
今年の確定申告 ココに注意!!

- 「基礎控除額」、「年金控除額」、「給与所得控除額」、「専業主婦(専夫)控除」の改正、「ひとり親控除」新設。
- 持続化給付金や家賃支援給付金、自治体の各種給付金は収入(雑収入)に計上しないといけません。消費税申告の計算には計上しません。
- 申告書の書式が変更になっています。

民商で納得・安心の申告を!

消費税にも、  
コロナにも、  
つぶされたい。  
事業を続けたい。

民商は、消費税減税で経営  
とくらの支援を求める運  
動をしています。コロナ対  
策として、世界50ヶ国以  
上で附加価値税(消費税)  
の減税が行われています。

民商は、自営業・小企業・フリーラ  
ンスなど、小規模な事業者が助け  
合い、励まし合って、営業と暮らし  
を守る団体です。全都道府県の約  
600の事務所、地域密着の対応  
を心がけています。全国商工団  
体連合会とは民商の全国組織です。  
高知に設立した全国商工新聞(500  
円/月)もご購読いただけます。

**全国商工団体連合会**

安芸民商(安芸市・高知市・安芸郡) 安芸市伊藤木 69 ☎0887-35-4432	香美郡民商(香美市・香南市) 香美市土山田田町4-2-14 ☎0887-52-4031
南国民商(南国市・高知市) 南国市大津甲 370-4 ☎088-864-3623	高知民商(高知市) 高知市河ノ瀬町 33 ☎088-833-0666
仁淀川民商(土佐市・香川郡・日高村) 土佐市高岡町4番地 ☎088-852-0422	須崎民商(須崎市・高岡郡) 須崎市大塚本町 11-20 ☎0889-42-5201
中村民商(幡豆郡) 四万十市山天神町 3-14 ☎0880-34-4107	高知県商工団体連合会(県下7民商の連合会) 高知市河ノ瀬町 33 ☎088-832-4838

春の運動チラシができました  
高知新聞(2/9)に折り込みます(高知市以外)。

今年のチラシは、コロナ対策と申告対策を中心に作成。  
2月9日の高知新聞に折り込みます(地域によっては10日になりま  
す。高知民商はポスティングするので新聞折込はありません)。  
会員のみなさんにも手配りをお願いします。チラシも使い、「コロナや  
申告で困ったことがあれば民商に相談を」と、声かけを広めましょう。